

「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」について

1 酒類業実態調査の概要

「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」は、酒類業界の状況、課題及び個々の酒類業者の状況を把握するため、酒類製造者等及び酒類卸売業者（以下「酒類業者」という。）を対象に、アンケート（酒類業実態調査）を行い、取りまとめたものである。

(1) 対象者

対象者は次表のとおりである。

酒類製造者等	対象者	令和5年1月1日現在、酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を有している全ての者 なお、蔵置場については以下のいずれかの理由により設置許可を受けている者に限る。 ① 輸出酒類の蔵置場 ② びん詰等のための蔵置場 ③ 果実酒集荷のための蔵置場
	対象外	上記のうち、免許（許可）を受けている全ての酒類の品目が以下のいずれかに該当する者（製造場） ① 試験製造免許 ② 祭し用のための免許 ③ 休造中の免許 ④ 調査対象期間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）において酒類の製造に係る売上高がない免許
酒類卸売業者	対象者	令和5年1月1日現在、以下のいずれかの免許を有している者 ① 全酒類卸売業免許 （販売方法に条件が付されていないものを含む。） ② ビール卸売業免許 ③ 洋酒卸売業免許 ④ 輸出酒類卸売業免許
	対象外	上記のうち、その免許が以下のいずれかに該当する者（販売場） ① 休業中の販売場 ② 調査対象期間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）において酒類の卸売に係る売上高がない販売場 ③ 協同組合員等を対象とする卸売のみである販売場 ④ 取り扱う酒類が薬用酒のみである販売場

(2) 対象期間

対象期間は、令和4年1月1日～令和4年12月31日。ただし、決算に係る項目は、法人については令和5年1月1日直前終了事業年度分、個人については令和4年分。また、ワインの個別調査項目（外国産ワインの輸入、ワインの移出数量等、ワインの製造状況及びワイン原料用国産ぶどうの受入状況）については令和4年4月1日～令和5年3月31日。

また、法人の決算に係る項目以外の項目について暦年での記載が困難な場合は、事業年度分で記入している場合がある。

(3) 調査方法

「酒類業実態調査表」（以下「調査表」という。）を全対象者に配付し、対象者が作成・提出した調査表を、国税庁において集約し集計を行った。

(4) 調査結果

全対象者 6,504 者のうち、3,678 者から回答があった（回答率 56.5%）。

局名	都道府県別	酒類製造者等				酒類卸売業者				合計			
		事業者数	対象者数	回答者数	回答率	事業者数	対象者数	回答者数	回答率	事業者数	対象者数	回答者数	回答率
札幌	北海道	132	123	86	69.9	233	102	51	50.0	365	225	137	60.9
仙台	青森	38	37	22	59.5	64	27	15	55.6	102	64	37	57.8
	岩手	59	58	47	81.0	48	25	13	52.0	107	83	60	72.3
	宮城	53	48	44	91.7	76	40	32	80.0	129	88	76	86.4
	秋田	57	54	37	68.5	43	15	6	40.0	100	69	43	62.3
	山形	87	81	66	81.5	64	23	15	65.2	151	104	81	77.9
	福島	106	88	78	88.6	67	36	30	83.3	173	124	108	87.1
関東信越	茨城	68	60	33	55.0	91	42	24	57.1	159	102	57	55.9
	栃木	56	48	23	47.9	79	45	17	37.8	135	93	40	43.0
	群馬	48	44	28	63.6	62	25	11	44.0	110	69	39	56.5
	埼玉	70	61	35	57.4	262	67	24	35.8	332	128	59	46.1
	新潟	148	137	115	83.9	136	61	48	78.7	284	198	163	82.3
	長野	214	193	147	76.2	122	53	36	67.9	336	246	183	74.4
東京	千葉	79	79	44	55.7	184	70	37	52.9	263	149	81	54.4
	東京	158	153	60	39.2	1,804	1,048	412	39.3	1,962	1,201	472	39.3
	神奈川	57	56	27	48.2	346	156	72	46.2	403	212	99	46.7
	山梨	113	113	68	60.2	122	75	39	52.0	235	188	107	56.9
金沢	富山	44	37	22	59.5	57	28	21	75.0	101	65	43	66.2
	石川	66	51	27	52.9	77	23	8	34.8	143	74	35	47.3
	福井	43	36	15	41.7	22	11	5	45.5	65	47	20	42.6
名古屋	岐阜	90	71	54	76.1	87	46	24	52.2	177	117	78	66.7
	静岡	82	70	53	75.7	113	52	34	65.4	195	122	87	71.3
	愛知	89	77	57	74.0	255	134	59	44.0	344	211	116	55.0
	三重	50	44	23	52.3	61	33	15	45.5	111	77	38	49.4
大阪	滋賀	62	45	29	64.4	51	20	7	35.0	113	65	36	55.4
	京都	88	77	41	53.2	151	83	28	33.7	239	160	69	43.1
	大阪	74	63	37	58.7	466	414	140	33.8	540	477	177	37.1
	兵庫	115	101	69	68.3	327	164	78	47.6	442	265	147	55.5
	奈良	48	39	30	76.9	63	18	10	55.6	111	57	40	70.2
	和歌山	49	49	29	59.2	55	55	31	56.4	104	104	60	57.7
広島	鳥取	31	29	17	58.6	35	31	9	29.0	66	60	26	43.3
	島根	48	44	27	61.4	35	11	9	81.8	83	55	36	65.5
	岡山	76	61	40	65.6	66	29	16	55.2	142	90	56	62.2
	広島	91	80	49	61.3	136	58	25	43.1	227	138	74	53.6
	山口	54	49	28	57.1	61	32	15	46.9	115	81	43	53.1
高松	徳島	43	30	15	50.0	14	11	6	54.5	57	41	21	51.2
	香川	24	19	14	73.7	17	16	9	56.3	41	35	23	65.7
	愛媛	59	46	28	60.9	19	18	11	61.1	78	64	39	60.9
	高知	47	40	20	50.0	22	17	10	58.8	69	57	30	52.6
福岡	福岡	108	78	67	85.9	354	55	38	69.1	462	133	105	78.9
	佐賀	31	25	22	88.0	32	6	6	100.0	63	31	28	90.3
	長崎	41	33	22	66.7	46	16	9	56.3	87	49	31	63.3
熊本	熊本	50	48	42	87.5	32	30	26	86.7	82	78	68	87.2
	大分	57	55	49	89.1	21	18	14	77.8	78	73	63	86.3
	宮崎	53	53	45	84.9	23	22	19	86.4	76	75	64	85.3
	鹿児島	120	117	106	90.6	38	38	30	78.9	158	155	136	87.7
沖縄	沖縄	64	64	31	48.4	41	41	16	39.0	105	105	47	44.8

2 「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」の活用にあたっての留意事項

(1) 各表等の留意事項

- ① 「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」の公表内容については、個別に記載があるものを除き、令和5年酒類業実態調査による。
- ② 都道府県別の集計結果については、果実酒の製造免許場に関する計表を除き、事業者の本店所在地（個人については住所地）により区分している。
- ③ 各調査項目の集計に際しては、提出された調査表の項目が空欄であった場合や規定外数値等が記載された場合などのデータを除外していることから、令和5年酒類業実態調査の回答者数と各集計表の事業者数等が一致しない場合がある。
 なお、各表及び各図は、提出のあった調査表のうち有効回答のみを集計し計上している。
- ④ 各集計結果の計数は、単位未満を四捨五入しているため、図表の内容と計又は合計が一致しない場合がある。各図の「n」は、有効回答数を示している。
- ⑤ 酒類製造者等と酒類卸売業者の双方に該当する場合は、売上高に占める金額が大きい業態（売上高が不明の場合は酒類製造者等）に1者として計上している。
- ⑥ 表中の「X」は、情報を保護する観点から数値を秘匿するものである。
- ⑦ 本アンケートの結果は、対象者の任意回答を集計したものであり、他の統計調査の結果とは必ずしも一致しない。また、集計結果については、対象者の回答内容によって大きく前年と異なる場合がある（図14など）。

(2) 用語

「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」で使用している用語の意味は、次表のとおりである。

用語	意味
大企業	次のいずれかの法人 ①酒類製造者等であって、資本金3億円超かつ年平均従業員数が300人超の法人 ②酒類卸売業者であって、資本金1億円超かつ年平均従業員数が100人超の法人
中小企業	大企業以外の法人
個人事業者	個人で事業を行う者
欠損事業者	税引前当期純利益額が赤字の法人及び個人事業者
低収益事業者	税引前当期純利益額が50万円未満の法人及び個人事業者
G I 酒類	地理的表示（Geographical Indication：G I）として指定された酒類 （注）1 令和4年12月31日現在の指定状況は、「（参考）令和4年12月31日現在のG I 指定状況」のとおり 2 清酒のうち、「G I 日本酒」は含まない
ワイン	酒税法に規定する果実酒に該当するもののうち、ぶどう（ぶどう果汁を含む。以下同じ）を原料とするもの
日本ワイン	国産ぶどうのみを原料として、国内製造されたワイン （平成27年10月30日国税庁告示第18号「果実酒等の製法品質表示基準を定める件」）
本格梅酒	梅酒（酒税法第3条第21号に規定するリキュールのうち、酒類に梅を浸漬し、梅の成分を浸出させたものを含んだ酒類）のうち、梅、糖類及び酒類のみを原料とし、酸味料、着色料、香料を使用していないもの

(参考) 令和4年12月31日現在のG I 指定状況

番号	名称	産地	指定日	酒類区分
1	壱岐	長崎県壱岐市	平成7年6月30日	蒸留酒
2	球磨	熊本県球磨郡及び人吉市	平成7年6月30日	蒸留酒
3	琉球	沖縄県	平成7年6月30日	蒸留酒
4	薩摩	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	平成17年12月22日	蒸留酒
5	白山	石川県白山市	平成17年12月22日	清酒
6	山梨	山梨県	平成25年7月16日	ぶどう酒
7			令和3年4月28日	清酒
8	日本酒	日本国	平成27年12月25日	清酒
9	山形	山形県	令和3年6月30日	ぶどう酒
10			平成28年12月16日	清酒
11	灘五郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	平成30年6月28日	清酒
12	北海道	北海道	平成30年6月28日	ぶどう酒
13	はりま	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町	令和2年3月16日	清酒
14	三重	三重県	令和2年6月19日	清酒
15	和歌山梅酒	和歌山県	令和2年9月7日	その他の酒類
16	利根沼田	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	令和3年1月22日	清酒
17	萩	山口県萩市及び阿武郡阿武町	令和3年3月30日	清酒
18	佐賀	佐賀県	令和3年6月14日	清酒
19	大阪	大阪府	令和3年6月30日	ぶどう酒
20	長野	長野県	令和3年6月30日	ぶどう酒
21				清酒
22	新潟	新潟県	令和4年2月7日	清酒
23	滋賀	滋賀県	令和4年4月13日	清酒

(注) 1 「ぶどう酒」とは、酒類の品目のうち、果実酒及び甘味果実酒であって、原料とする果実がぶどうのみのものをいう。

2 「蒸留酒」とは、酒類の品目のうち、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及びスピリッツをいう。

3 「その他の酒類」とは、「ぶどう酒」「蒸留酒」「清酒」以外の酒類をいう。